

TMI 中国最新法令情報 —(2020年5月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区朝外大街乙 12 号

昆泰国際大厦 2412A 室

TEL : +86-(0)10-5925-1200

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。バックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(http://www.tmi.gr.jp/global/legal_info/china/index.html)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 固体廃棄物環境汚染防止法 (2020年改正)	
(2) サイバーセキュリティ審査弁法	
(3) 海外機関投資者の国内証券先物投資資金管理規定	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第三弾：契約実務のイロハ	11
(第2回 日本の契約との違い)	
三. 中国法務の現場より	17
1. 注目の2020年「两会」	
2. 上海市律師協会の特別会員募集	

一. 中国最新法令（2020年4月中旬～2020年5月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 固体廃棄物環境汚染防止法（2020年改正）¹

全国人民代表大会常務委員会 2020年4月29日公布、2020年9月1日施行

① 背景

第18回全国人民代表大会以来、中国は、固体廃棄物による環境汚染の防止及び管理を非常に重視している。習近平国家主席は、固体廃棄物による環境汚染の防止及び管理の業務について重要な指示を多く出し、生活ごみの分別や外国ごみの受け入れ禁止に関する業務を自ら手配した。2019年7月より上海市をはじめとして開始された生活ごみの分別についても、国として推進する姿勢を明確にした。

固体廃棄物による環境汚染の防止及び管理は、人々の安全と健康に関連する汚染防止及び管理のための取り組みの重要な一環であり、新型コロナウイルス肺炎の発生以来、習近平を中心とする共産党中央委員会は、新型コロナウイルス肺炎の流行防止及び管理を推進しながら、公共衛生法治の保障を強調している。全国人民代表大会常務委員会は、固体廃棄物法執行検査報告の研究及び審査意見に関する国務院の報告を聞き取り、生態環境保護を強化して汚染防止を促進するために固体廃棄物環境汚染防止法の改正を明確に提出した。

固体廃棄物による環境汚染の防止及び管理について長期的なメカニズムを改善し、最も厳しい制度及び最も厳密な法体制で生態環境を保護することを目的として、2020年4月29日、第13回全国人民代表大会常務委員会の第17回会議で、「固体廃棄物環境汚染防止法」（以下「本法」という。）の改正案が審議を通過し、2020年9月1日から施行されることになった。

本法では、固体廃棄物による環境汚染の予防及び抑制を明確にし、減量化、資源化、無害化の環境汚染防止の原則を堅持しつつ、工業固体廃棄物、生活ごみ、建築ごみ、農業固体廃棄物、危険廃棄物等の分野においても環境汚染防止制度を整備している。

上記を踏まえて、固体廃棄物環境汚染防止法における主な改正内容を以下のとおり整理する。

② 主な内容

ア 政府や管理当局の管理監督責任の強化

- 国が固体廃棄物による環境汚染の防止に関する目標責任制及び考査評価制を施行し、固体廃棄物による環境汚染の防止目標の完成情報を各地方の人民政府の考査評価の内容とする²。
- 国務院生態環境主管部門が、国務院の関連部門と共同して、全国危険廃棄物等固体廃棄物環境汚染防止情報プラットフォームを設立し、固体廃棄物の収集、移転、処置等について全過程監視と情報化追跡を行わなければならない³。

¹ 「中华人民共和国固体废物污染环境防治法（2020年修订）」

² 本法第7条

³ 本法第16条

- 生態環境主管部門が、関連部門と共同して、固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、運送、利用、処置に関わる企業及びその他の生産経営者に関する信用記録制度を設立し、かかる信用記録を全国信用情報共有プラットフォームに入力しなければならない⁴。
- 国務院生態環境主管部門は、商務、発展改革、税関等の関連部門と共同して、徐々に固体廃棄物輸入ゼロを実現するための業務を実施する⁵。

イ 工業固体廃棄物汚染防止制度の整備

- 国務院の工業と情報化主管部門は、国務院の発展改革、生態環境管理等の主管部門と共同して、工業固体廃棄物の综合利用に関する技術、工程、設備及び製品指導目録を定期で公布し、工業固体廃棄物の综合利用を展開、推進しなければならない⁶。
- 工業固体廃棄物が発生する企業は、固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、運送、利用、処置の全過程における環境汚染防止責任制度を設立して改善しなければならず、工業固体廃棄物の管理台帳を設置しなければならない⁷。
- 工業固体廃棄物が発生する企業は、汚染物質排出許可を取得しなければならず、所在地の生態環境主管部門に対して工業固体廃棄物の種類、数量、行き先、貯蔵、利用、処置などの関連書類を提供しなければならない⁸。
- 工業固体廃棄物が発生する企業は、固体廃棄物の利用、処置を他人に委託する場合に、当該受託者の主体資格及び技術能力を確認し、汚染防止要求を定める契約を締結しなければならない⁹。

ウ 生活ごみによる汚染防止制度の整備

- 国は、生活ごみの分別制度を推進する¹⁰。
- 県レベル以上の地方人民政府は、生活ごみの分別排出、分別収集、分別運送、分別処理の管理システムを設立しなければならない¹¹。
- 県レベル以上の地方人民政府は、都市と農村の生活ごみの収集、運送、処理の施設の建設を統一的に取扱い、生活ごみの综合利用及び無害化処理の水準を向上させなければならない¹²。
- 地方各級の人民政府は、農村の生活ごみによる環境汚染の防止を強化し、農村の居住環境を保護、改善しなければならない¹³。
- 区を設置する市レベル以上の地方人民政府の環境衛生主管部門は、生活ごみの清掃、収集、貯蔵、運送及び処理の施設、場所の建設、運営に関する規範を制定し、生活ご

⁴ 本法第 28 条

⁵ 本法第 24 条

⁶ 本法第 34 条

⁷ 本法第 36 条

⁸ 本法第 39 条

⁹ 本法第 37 条

¹⁰ 本法第 6 条

¹¹ 本法第 43 条

¹² 本法第 45 条

¹³ 本法第 46 条

み分別指導目録を公布し、監督管理を強化しなければならない¹⁴。

- ▶ 生活ごみが発生する企業、家庭及び個人は、法により生活ごみの発生源減少及び分別排出の義務を履行し、生活ごみの発生者としての責任を負わなければならない¹⁵。
- ▶ 県レベル以上の地方人民政府は、発生者による支払いの原則として、各地域の実際状況と生活ごみの分別状況に基づいて、生活ごみ処理の料金徴収基準を制定し、公衆意見を募集した上、生活ごみ処理の料金徴収基準を社会に公布しなければならない¹⁶。

エ 建築ごみや農業固体廃棄物等による汚染防止制度の整備

- ▶ 県レベル以上の地方人民政府は、建築ごみによる環境汚染防止を強化し、建築ごみの分別処理制度を設立しなければならない¹⁷。
- ▶ 県レベル以上の地方人民政府の環境衛生主管部門は、建築ごみによる環境汚染防止の業務について責任を負い、建築ごみの発生、収集、貯蔵、運送、利用、処置の全過程管理制度を構築しなければならない¹⁸。
- ▶ 工事施工企業は、建築ごみの処理案を作成し、汚染防止措置を講じ、地方人民政府の環境衛生主管部門において届出を行わなければならない¹⁹。
- ▶ わら、廃棄農業用フィルム、農薬包装廃棄物などの農業固体廃棄物が発生する企業及びその他の生産経営者は、回収利用及び環境汚染防止措置を講じなければならない²⁰。
- ▶ 電気電子、鉛蓄電池、車用動力電池などの生産者は、自ら又は他の業者に委託して製品の販売量に相当する廃棄・中古製品回収システムを設立し、社会に公開しなければならない²¹。
- ▶ 生産経営者は、商品の過剰包装を制限する強制基準を遵守し、過剰包装を避けなければならない。強制回収目録に記載された製品及び包装物を生産、販売、輸入する企業は、関連規定により当該製品及び包装物を回収しなければならない²²。
- ▶ 国は、法により、分解できない使い捨てプラスチック袋の生産、販売及び使用を禁止または制限する²³。

オ 危険廃棄物汚染防止制度の整備

- ▶ 國務院の生態環境主管部門は、危険廃棄物の危険特性及び生産数量に基づいて、危険廃棄物について、その環境リスクを評価し、分類別に管理し、情報化監督管理システムを設立し、情報化手段により危険廃棄物の移転に関するデータ及び情報を管理、共

¹⁴ 本法第 47 条

¹⁵ 本法第 49 条

¹⁶ 本法第 58 条

¹⁷ 本法第 60 条

¹⁸ 本法第 62 条

¹⁹ 本法第 63 条

²⁰ 本法第 65 条

²¹ 本法第 66 条

²² 本法第 68 条

²³ 本法第 69 条

有する²⁴。

- ▶ 危険廃棄物が発生する企業が、危険廃棄物の管理計画を作成し、危険廃棄物の管理台帳を設置し、国家危険廃棄物管理システムを通じて所在地の生態環境主管部門に対して危険廃棄物の種類、発生量、行き先、貯蔵、処置などの関連書類を申告しなければならない²⁵。
- ▶ 省、自治区、直轄市を跨いで危険廃棄物を移転する場合は、危険廃棄物に関する電子又は紙による移転マニフェストを記入、運行し、危険廃棄物を移出する地域の省、自治区、直轄市の人民政府の生態環境主管部門に申請しなければならない、承認を受けなければならない、危険廃棄物を移転してはならない²⁶。
- ▶ 医療廃棄物について、国家危険廃棄物リストに基づいて管理する²⁷。

カ 法的責任の厳格化

- ▶ 本法の規定に違反し、汚染物質排出許可を取得せずに工業固体廃棄物が発生した場合は、生態環境主管部門が、是正又は生産制限、生産を停止して改善することを命じ、10 万人民币元以上 100 万人民币以下の過料を科する。情状が重大な場合は、承認権のある人民政府に報告して承認を受けた上、営業停止又は閉鎖を命じる²⁸。
- ▶ 本法の規定に違反し、生産経営者が商品の過剰包装を制限する強制基準を遵守しない場合は、市場監督管理部門又は関連部門が是正を命じる。是正しない場合は、2 千人民币元以上 2 万人民币以下の過料を科し、情状が深刻な場合は、2 万人民币元以上 10 万人民币以下の過料を科する²⁹。
- ▶ 本法の規定に違反し、分解できない使い捨てプラスチック袋の生産、販売及び使用を禁止または制限する関連規定を遵守しない場合、又は関連規定によりプラスチック袋等の使い捨てプラスチック製品の使用状況を報告しない場合は、商務、郵政等の主管部門が是正を命じ、情状が深刻な場合は、企業に対して 5 万人民币元以上 50 万人民币以下の過料を、個人に対して法により過料を科する³⁰。
- ▶ 本法の規定に違反し、指定された場所に生活ごみを分別して排出しない場合は、環境衛生主管部門が是正を命じ、1 万人民币元以上 10 万人民币以下の過料を科する³¹。
- ▶ 本法の規定に違反し、関連規定により危険廃棄物の移転マニフェストを記入、運行しない場合又は承認を得ずに危険廃棄物を任意に移転する場合は、生態環境主管部門が是正を命じ、10 万人民币元以上 100 万人民币以下の過料を科し、違法取得を没収する。情状が深刻な場合は、承認権のある人民政府に報告して承認を受けた上、営業停止又

²⁴ 本法第 75 条

²⁵ 本法第 78 条

²⁶ 本法第 82 条

²⁷ 本法第 90 条

²⁸ 本法第 104 条

²⁹ 本法第 105 条

³⁰ 本法第 106 条

³¹ 本法第 111 条 3 項

は閉鎖を命じる³²。

(2) サイバーセキュリティ審査弁法³³

国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、国家安全部、財政部、商務部、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家広播電視総局、国家秘密保護局、国家暗号管理局 2020年4月13日公布、2020年6月1日施行

① 背景

2015年7月1日に施行された国家安全法³⁴では、中国は、国家安全審査及び監督管理に関する制度及びメカニズムを確立し、国家安全に影響を及ぼす又はそのおそれがある外商投資、ネットワーク情報技術製品とサービス、国家安全事項に関わる建設プロジェクト並びにその他の重要な事項及び活動に対して国家安全審査を行うとされている³⁵。

また、2017年6月1日に施行されたサイバーセキュリティ法³⁶では、「公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府などの重要な産業及び分野、並びにひとたび機能の破壊、喪失またはデータの漏えいに遭遇した場合、国の安全、国民経済と民生、公共の利益に重大な危害を与え得るその他の重要情報インフラ」³⁷（以下「重要情報インフラ」という。）の運営者に対して、ネットワーク製品又はサービスを調達し、国家の安全に影響を及ぼす可能性がある場合、国家インターネット情報部門が國務院の関係部門と共に実施する安全審査を通過しなければならないことを義務付けている³⁸。

重要情報インフラは、中国の国家安全、経済安全、社会安定、公衆健康と安全にとって極めて重要なものであり、サイバーセキュリティ審査制度の設立により、ネットワーク製品又はサービスにより重要情報インフラの運営に与えるリスク及び侵害を避けることができると考えられる。そこで、重要情報インフラのサプライチェーンの安全性を保障し、国家安全を保護するために、2019年5月24日、中国の国家インターネット情報弁公室は「サイバーセキュリティ審査弁法（意見募集案）」を公布し、同年6月24日まで、意見募集を行った。

これを受け、2020年4月13日、国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、国家安全部等12部門は、「サイバーセキュリティ審査弁法」（以下「本弁法」という。）を共同で公布した。本弁法は、22条で構成されており、以降は、2017年6月1日より施行されている「ネットワーク製品・サービスセキュリティ審査弁法（試行）」³⁹を代替することになる。

³² 本法第112条1項5号

³³ 「网络安全审查办法」

³⁴ 「国家安全法」

³⁵ 国家安全法第59条

³⁶ 「网络安全法」

³⁷ サイバーセキュリティ法第31条

³⁸ サイバーセキュリティ法第35条

³⁹ 「网络产品和服务安全审查办法（试行）」

以下では、本条例の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 審査対象

- ▶ 重要情報インフラの運営者がネットワーク製品及びサービスを仕入れ、国家の安全に影響を与える、又は影響を与えるおそれがある場合は、サイバーセキュリティ審査を行う必要がある⁴⁰。
- ▶ 重要情報インフラの運営者とは、重要情報インフラ保護業務部門によって認定された事業者を指す⁴¹。
- ▶ ネットワーク製品及びサービスとは、重要なネットワーク設備、高性能のコンピューター及びサーバー、大容量記憶装置、大型データベース及びソフトウェア、サイバーセキュリティ設備、クラウド計算サービス並びにその他重要情報インフラのセキュリティに重大な影響を与えるネットワーク製品及びサービスを指す⁴²。

イ 審査当局⁴³

国家インターネット情報弁公室において、サイバーセキュリティ審査弁公室が設置され、サイバーセキュリティ審査に関連する制度、法規制を制定し、サイバーセキュリティ審査を実施する。

ウ 運営者による自主申告⁴⁴

運営者がネットワーク製品及びサービスを仕入れる際に、当該製品及びサービスが使用された後にもたらす潜在的な安全リスクを予測し、国家の安全に影響を与える、又は影響を与えるおそれがある可能性がある場合には、自らサイバーセキュリティ審査弁公室に対してサイバーセキュリティ審査を申告しなければならない。

エ 運営者がサイバーセキュリティ審査を申告するために提出する必要がある書類⁴⁵

- ▶ 申告書
- ▶ 国家の安全に影響を与える、又は影響を与えるおそれがあることに関する分析報告書
- ▶ 仕入れに関する書類、契約書、締結する予定がある契約書等
- ▶ その他のサイバーセキュリティ審査業務に必要な書類

オ サイバーセキュリティ審査の手續

- ▶ サイバーセキュリティ審査弁公室は、上記の申告書類を受領した後 10 営業日以内に、サイバーセキュリティ審査の可否を決定し、運営者に通知しなければならない⁴⁶。
- ▶ サイバーセキュリティ審査弁公室は、サイバーセキュリティ審査が必要と判断した場合、その旨を運営者に通知した後 30 営業日以内に初期審査を完成しなければならない、

⁴⁰ 本弁法第 2 条

⁴¹ 本弁法第 20 条 1 項

⁴² 本弁法第 20 条 2 項

⁴³ 本弁法第 4 条 2 項

⁴⁴ 本弁法第 6 条

⁴⁵ 本弁法第 7 条

⁴⁶ 本弁法第 8 条

状況が複雑である場合に 15 営業日を延長することができる⁴⁷。

- ▶ サイバーセキュリティ審査業務体制メンバー組織（即ち、国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業情報化部等の複数の部門）及び重要情報インフラ保護業務の関連部門は、初期審査の結論を受けた後 15 営業日以内に、書面により初期審査への意見を提出しなければならない⁴⁸。
- ▶ サイバーセキュリティ審査業務体制メンバー組織及び重要情報インフラ保護業務の関連部門の意見が一致することができない場合は、特別審査を行い、運営者に通知しなければならない⁴⁹。
- ▶ 特別審査を行う場合、サイバーセキュリティ審査弁公室が、関連機関の意見を聞き取り、改めて評価及び審査を行い、審査結論を出しなければならない。当該審査結論について、サイバーセキュリティ審査業務体制メンバー組織及び重要情報インフラ保護業務の関連部門の意見を得た上、中央ネットワーク安全情報化委員会に報告し、当該委員会からの承認を取得しなければならない⁵⁰。
- ▶ 特別審査手続は、原則として 45 営業日以内に完了する必要がある、状況が複雑である場合には適当に延長することができる⁵¹。

カ セキュリティ審査の評価要素⁵²

セキュリティ審査においては、主に以下の要素を考慮する。

- ▶ ネットワーク製品及びサービスが使用された後にもたらす重要情報インフラが違法にコントロール、妨害又は侵害されること、及び重要データが窃取、漏洩又は毀損されることに関するリスク
- ▶ ネットワーク製品及びサービスの提供が中断された場合の重要情報インフラの継続性への危害
- ▶ ネットワーク製品及びサービスの安全性、開放性、透明性、仕入先の多様性、サプライチェーンの安全性及び政治、外交、貿易等の要素によりネットワーク製品及びサービスの提供を中断するリスク
- ▶ ネットワーク製品及びサービス提供者による法律及び行政法規の遵守状況
- ▶ その他の重要情報インフラの安全及び国家の安全を侵害するおそれのある要素

キ 当局による審査⁵³

サイバーセキュリティ審査業務体制メンバー組織が、ネットワーク製品及びサービスが国家安全に影響を与える又は影響を与えるおそれがあると認めた場合には、サイバーセキュリティ審査弁公室は、中央ネットワーク安全情報化委員会からの承認を取得した

⁴⁷ 本弁法第 10 条

⁴⁸ 本弁法第 11 条 1 項

⁴⁹ 本弁法第 11 条 2 項

⁵⁰ 本弁法第 12 条

⁵¹ 本弁法第 13 条

⁵² 本弁法第 9 条

⁵³ 本弁法第 15 条

うえで、サイバーセキュリティ審査を実施することができる。

(3) 海外機関投資者の国内証券先物投資資金管理規定⁵⁴

中国人民銀行、国家外貨管理局 2020年5月7日公布、2020年6月6日施行

① 背景

中国は、2020年1月1日より外商投資法を施行し、対外開放、外商投資の促進に関する国の基本政策及び基本方針を確定した。中国の金融市場の一段の開放、外国人投資者による中国金融市場への参加を促進するため、中国人民銀行と国家外貨管理局は、適格海外機関投資者（QFII）と人民元適格海外機関投資者（RQFII）の投資枠を撤廃する方針を明らかにしており、2020年5月7日に「海外機関投資者の国内証券先物投資資金管理規定」（以下「本規定」という。）を公布した。

本規定は、全7章、30条で構成されており、2020年6月6日より施行され、これにより2018年6月1日より施行されている「適格海外機関投資者域内証券投資管理弁法」⁵⁵、2016年8月30日より施行されている「中国人民銀行、国家外貨管理局による人民元適格海外機関投資者域内証券投資管理に関する通知」⁵⁶及び2015年12月4日より施行されている「国家外貨管理局による適格機関投資者データ報告方法の調整に関する通知」⁵⁷は廃止されることになる。

以下では、本規定の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 海外機関投資者⁵⁸

海外機関投資者とは、中国証券監督管理委員会の認可を経て国内証券先物市場に投資する適格国外機関投資者と人民元適格国外機関投資者（以下、総称して「適格投資者」という。）を指す⁵⁹。

イ 手続代行⁶⁰

適格投資者は国内管理人（以下「管理人」という。）に委託して本規定に要求された関連手続の実施を代行しなければならない。適格投資者が2つ以上の管理人に委託する場合、その中の1つを指定して主報告者（管理人が1つのみである場合、当該管理人を主報告者と見なす。）として、業務登記等の事項の統一的な実施を代行することに責任を負う。

⁵⁴ 「境外机构投资者境内证券期货投资资金管理規定」

⁵⁵ 「合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理規定」

⁵⁶ 「中国人民銀行、国家外匯管理局关于人民币合格境外机构投资者境内证券投资管理有关问题的通知」

⁵⁷ 「国家外匯管理局关于调整合格机构投资者数据报送方式的通知」

⁵⁸ 本規定第2条

⁵⁹ 中国語は「合格投資者」

⁶⁰ 本規定第3条

ウ 登記管理⁶¹

国家外貨管理局が適格投資者の国内証券先物投資の資金に対して登記管理を実行する。適格投資者が中国証券監督管理委員会の証券先物業務経営許可証を取得した後、主報告者に委託して書類を提出し、国家外貨管理局に業務登記の弁理を申請しなければならない。

エ 投資者専用の銀行口座の開設⁶²

- ▶ 適格投資者は、国家外貨管理局から発行された業務登記証明書をもって、その投資及び資金に関する必要に応じて、管理人において1つ又は多数の投資者専用の銀行口座を開設しなければならない。
- ▶ 適格投資者は、中国人民銀行による海外機構の国内人民元決済口座に関する規定に基づいて、人民元専用の預金口座及び/又は外貨専用口座と対応する人民元専用の預金口座を開設しなければならない。

オ 為替管理⁶³

- ▶ 適格投資者は、送金の通貨を自ら選択し、国内証券先物投資を展開することができる。
- ▶ 適格投資者が外貨を中国に送金して投資を行う場合、投資計画等に基づき、投資に必要な外貨資金を直接に決済し、その外貨専門口座と対応する人民元専用の預金口座に振り替えることを即時に通知することができる。
- ▶ 適格投資者が人民元を中国に送金して投資を行う場合、投資計画等に基づき、投資に必要な国外人民元資金を直接にその人民元専用預金口座に預金することができる。
- ▶ 適格投資者は管理人に委託して関連の投資本金と収益の送金手続を実施しなければならない。
- ▶ 管理人は、適格投資者からの書面による請求又は指定、適格投資者から発行された税金完納承諾書等に基づいて、適格投資者のために海外送金を行うことができる。
- ▶ 適格投資者の国内証券先物の送金と振替の資金の通貨が原則として一致を保持しなければならない。人民元と外貨の間の通貨越えるヘッジを行ってはならない。

カ 外貨金融デリバティブ業務の実施⁶⁴

適格投資者は、顧客の代わりに人民元対外貨金融デリバティブ業務を実施する資格を有する管理人又は国内金融機関を通じて、外貨金融デリバティブ業務を実施することができる。

(邢沂晨・中国弁護士)

⁶¹ 本規定第5条、第6条

⁶² 本規定第7条、第9条

⁶³ 本規定第12条～第15条

⁶⁴ 本規定第18条

二. 連載 中国法実務のイロハ

第三弾：契約実務のイロハ（第2回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更、終了、更新
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

第2回 日本の契約との違い

第三弾「契約実務のイロハ」では、日常の中国企業法務において押さえておくべき基本事項や現場の実務に基づくノウハウ等をご紹介します。

第2回の今回は、日本本社或いは現地法人の駐在員の方が慣れ親しんだ日本の契約との違いという視点から、中国の契約実務についてのポイントをまとめました。

Q3.2.1 「中国企業は契約を守らないから契約書を結んでも仕方ない」というのは本当でしょうか。

「期限通りに支払ってくれない」、「約束した通りに商品を届けてくれない」等、取引相手が契約を守らずに困るという場面は、確かに日本よりも多いとは思いますが、しかし、それだからこそ、中国では契約を結び、書面で約束事を明確にする必要があります。

中国では、契約の書面主義が日本よりも顕著であり、日本であれば、申込書に記入して代金を払うだけとなる、日常的な物品（例えばパソコン）やサービス（例えば習い事）の購入についても、中国では契約書を結んで双方署名捺印することが多いといえます。これは、口約束の拘束力が弱く、正式に書面を交わさないと安心して契約を履行できないと考える法文化があるためであるといえます。法律上も、例えば労働契約は必ず書面によらねばならない（書面を結ばない場合にはペナルティあり）とされるなど、契約書の作成が日本よりも重視されています。また、両国とも書面で締結される習慣がある賃貸借契約についても、日本であれば、1、2頁の簡単なものが多いのに対して、中国では10頁以上あるものが多いです。

契約を守らない場合には、最終的には裁判を通じて、契約の履行又は損害賠償等を求めることとなりますが、契約書の存在及びその規定内容が日本より重要な意味を持ちます。取引の存在は確認できても契約書原本を紛失したために敗訴になるという例もあります。

そのため、中国企業との取引に当たっては、必ず契約書を締結すべきといえます。

Q3.2.2 見積書や注文書、注文請書だけで取引をしてもよいでしょうか。

日本では見積書に対して相手方が OK を出してからそのまま契約を履行することが良くあります。また、売買取引においては、買主が注文書を出し、売主が注文請書を出すという習慣もあります。中国でも、契約の成立は、申込と承諾によるため、それぞれの意思表示の証拠があれば、契約成立の証拠となるので、必ずしも 1 通の契約書に双方の意思表示が表現されていなくても理屈上はよいといえます。

しかし、実務上は、注文書のような簡易な内容（1 頁程度）の書面でも、契約書という形にして、双方が捺印して締結することが多くなっています。

特に裁判になった場合、自分が相手方に送った書面は手元に原本が残らず、コピーも取っていない場合には、立証が困難になることがあります。注文書程度の内容でもよいので、できるだけ、契約書という形にして両当事者が捺印した上、原本を保管するのがよいでしょう。

Q3.2.3 枠組契約というのは何でしょうか。

中国では投資や共同事業といった大掛かりな取引について「枠組契約」（框架协议、Framework Agreement）という契約を締結することが良くあります。

基本的な取引の枠組を定めるという意味では、日本の「取引基本契約」と似ている点がありますが、「取引基本契約」がある一定の反復継続する「個別契約」のための共通する条件を定める性質を持つものに対して、「枠組契約」は取引の大まかな流れや構造を定めて、それに基づき、取引の段階が進むにつれて、いくつか異なる種類の契約（例えば、持分譲渡契約、技術ライセンス契約、設備売買契約など）を順次締結していくものですので、「取引基本契約」とは建付けが異なります。

「枠組契約」作成の時点で、関連する取引の詳細が決まっている場合には、「枠組契約」の別紙として、関連する取引契約を添付する（例えば、合弁会社設立後に、合弁会社をして、添付した取引契約を締結させるなど）ことがあります。

他方、「枠組契約」作成の時点で、関連する取引の骨子のみ決まっており、「枠組契約」の締結後、さらに協議を重ねて、具体的な取引契約を締結するという場合もあります。

いずれにしても、相当の期間にわたり、変化を伴いながら取引をしていくための契約ですので、客観的事情に変更が生じた場合の対応策や、契約の変更・終了のためのメカニズム等をしっかりと定めておく必要があります。

なお、「意向書」と異なり、「枠組契約」は法的拘束力を有するものと定めるのが通常です。

Q3.2.4 法的拘束力のない意向書については、リーガルチェックは不要でしょうか。

合弁や買収等の取引について、協議を始める初期段階で、「意向書」（Letter of Intent）という書面が交わされることが良くあります。

一定の期間を決めて、正式契約を結ぶための協議を行うことを定め、協議の結果取引を行わないこととなったとしても、双方何らの責任を負わないという意味で、法的拘束力無しとして、作成することが一般的です。また、取引を行うことや取引条件（予定される金額等）についての拘束力無しとしつつ、独占交渉権、費用負担や秘密保持義務など一部の条項について法的拘束力を有する（違反した場合には契約違反となる）と定めることもあります。

意向書を結ぶような取引については、事業部門主導で交渉を行うことが多いため、初期の段階で作成する意向書については、リーガルチェック（社内の法務チェックを含む）をしないで結ぶことが大変多く見られます。確かに、破談になっても賠償責任などは負わないため、法的リスクは特になく、リーガルチェックは不要ということも言えます。

しかし、書面主義を重んずる中国企業との交渉においては、正式契約の締結に向けて交渉するにあたって、入り口段階での協議結果を書面で確認するのが、「意向書」となります。そのため、後になってから取引条件を変更しようと思っても、中国側は、「意向書」に定めた条件を変更することには頑として同意しないことが良くあります。

その意味では、「意向書」は、当該取引をやめない限りにおいては、強い事実上の拘束力がありますので、取引条件に不合理な点がないかを確認するという意味で、リーガルチェックを入れた方が良く考えます。

Q3.2.5 相手が国有企業で、雛形への修正を認めてくれませんが、そのまま契約するしかないでしょうか。

国有企業や高級オフィスビルの賃貸人など、取引上優位な立場にある当事者が準備した契約書の雛形については、一切の修正が拒まれるということが少なくありません。資金面や技術面で日本企業の実力を凌駕する中国企業が増えてきた今日においては、ますますよく見られる傾向です。

しかし、雛形契約は、先方に有利な条項が多いのみならず、個別の事案にうまく対応できていないことも少なくなく、どれだけ事業上当該相手方と契約をする必要性が高くても、それをそのまま締結することには、慎重であるべきです。

このような場合によく取られる方法が、「補充合意書」（补充协议）の締結です。補充合意書では、雛形の本文に書き尽くせない事項を具体的に記載するほか、雛形の本文の条文を修正することもできます。特に賃貸借契約においては、雛形の後ろに別紙で補充条項を入れるのがむしろ一般的です（例えば、日本と異なり事前通知によるノーペナルティでの中途解約は認められないのが通常ですが、駐在員の社宅用の物件等、中途解約の可能性がある場合には、1年間経過後は、1か月前の通知で中途解約できるとする条項を入れてもらえることもあります）。

国有企業の場合には、董事会の決裁や、国有資産管理委員会の審査などの観点から、国有企業側に不利となる条文は一切入れてもらえないことがあります。取引上必要やむを得ない条項については、いわば裏契約として、「補充合意書」に定めて合意することがあります。

なお、「補充合意書」には、上述のように、本契約の締結と同時に、本契約の補充・修正の目的で作成されるもののほか、本契約の履行過程で生じた変更点や、問題の解決のために作成されるものも多くあります。長文の契約を巻きなおすのは、時間と労力がかかるため、必要な部分だけ「補充合意書」で手当てする（その場合、1、2 頁程度の簡潔なものが多い）のが便利です。ただ、複数回の多岐にわたる変更があり、その都度「補充合意書」で対応していると、契約内容が何であるかが分かりにくくなるため、そのような場合には、新しい契約を巻きなおすのがよいでしょう。

Q3.2.6 反社条項は入れるべきでしょうか。

日本の契約では、暴力団等の反社会的勢力との関わり合いを排除することを約し、違反した場合には即刻契約解除とするという、いわゆる「反社条項」が良く見られます。会社のポリシーとして、すべての契約に「反社条項」を入れるべきとする日本企業も少なくありません。

中国にも、「黒社会」と呼ばれる反社会的勢力は存在するものの、犯罪者集団、又は政府関係者とのつながりという文脈で取締がなされており、日本のように、全国的に組織化された暴力団やその関連団体が企業活動に直接影響を及ぼすという状況とは様相を異にします。そのため、日本の反社条項をそのまま中国語に訳しても、中国企業には理解してもらえないことが多いといえます（例えば「總會屋」というのは日本独特の存在であり、中国語に翻訳するのは至難の業です。）。

他方、中国の契約書では、腐敗防止条項が良く見られます。また、コンプライアンスが重視される国有企業等においては、腐敗を防止するために、個別に「廉潔契約」と呼ばれるものを締結することも散見されます。お互いに商業賄賂の授受や要求をせず、仮にそれらが発覚した場合には即刻契約を解除する、といった内容の規定です。規制する内容は、「反社条項」とは全く異なりますが、企業イメージを向上させる目的で置かれ、また違反の効果が無条件の契約解除となるという意味で、「反社条項」と似た位置づけであるといえます。

そのため、特に日系企業の中国現地法人が中国国内企業と締結する契約の場合には、「反社条項」の代わりに腐敗防止条項を入れると、しっくりくるといえます。

Q3.2.7 自社に有利な取引基本契約書の雛形を準備しておけば万全でしょうか。

日本では、自社に有利な取引基本契約書の雛形を準備し、一般的な条項を定めて置き、実際の取引は、注文書、注文請書などで対応するという例がよく見られます。

中国では、基本契約書というものを締結する例はむしろ少数であり、個別具体的な取引の内容に応じた契約書をその都度締結するのが大勢です。

日本では、契約書に細かく書かなくても民法その他の法律に従って解決すればよい、或いは話し合っ解決すればよい考える傾向がありますが、中国では、取引の性質に応じて、細かな条件とそれに違反した場合の具体的な違約責任を定める習慣がありますので、仮に、取引上自

社が優位な立場にあって、自社の取引基本契約書を相手方に結ばせることができるとしても、紛争発生時によって立つ規範としては、不十分なことがあります。

そこで、自社にとって定型的な取引については、中国の実務に即した雛形を準備しておけばよいといえますが、特に仕入れ関係の契約については、種類が多くあり、かつ取引内容が日進月歩となりますので（例えば、KOLを使ったプロモーションなど、Eコマース時代のビジネスには、特殊な内容をしっかりと理解して約定する必要があるものが多くあります）、慎重に契約審査を行う必要があります。

近時では、日系企業の中国現地法人においても、法務機能を置く会社が増えておりますが、伝統的傾向としては、財務担当者が支払審査の観点から契約書をチェックしているという会社も少なくないため、その場合には、適宜弁護士に契約書チェックを依頼する等して、リスクをコントロールすべきといえます。

Q3.2.8 グローバルで統一した日本仕様の契約書を使う場合の留意点は何でしょうか。

グローバル経営を旗印に、日本本社で統一した契約書の雛形を作り、世界各国の拠点でそれを使うという例が散見されます。企業理念の統一、契約条件の一元的管理等の面からは優れた点もあるものの、契約書にはその国の文化が色濃く表れているため、準拠法や紛争条項だけを、中国のものに取り換えればそれで通用するというものではありません。

紛争が起これなければ、そのような契約を結んでいても問題はないですが、例えば、契約違反の際に双方協議して過失割合によって損害賠償請求を検討するという日本的な条文では、実際にはワークしません。中国の契約としては、固定金額や一定の比率により違約金の定めを置いて契約違反の効果を明確化することで、契約の履行を促進し、また、違反時の請求をしやすくすることが有用です。

また、細かいことですが、よく見られる点として、手形不渡り、仮処分・仮差押え、破産・民事再生・会社更生等の事由が生じた場合の契約解除条項など、中国における制度が日本と異なる場合（例えば、中国にも手形不渡りということはありませんが、銀行取引停止処分というのはありません。）には、中国の制度に即した規定内容に修正することが必要になります。

形式面では、中国の契約では、「契約締結地」という一文を入れることが一般的です。これは、裁判の合意管轄の際に、原告・被告住所地、契約履行地、目的物所在地などのほかに、「契約締結地」も選ぶことができることに由来します。実際にどこで締結したかが詮索されることはなく、契約書に記載した地点で契約が成立したとみなされますので、管轄裁判所を選ぶ場合には、便利な手段となります。

また、「記名捺印」による契約締結は日本独特の習慣であり、中国では、「署名捺印」又は「捺印」のみ（ここでいう捺印は、署名者の職印ではなく、会社の印鑑）が原則となっております⁶⁵ので、その点も中国仕様に合わせる必要があります。

⁶⁵ 詳細は、本稿 2020 年 4 月号 Q3.1.6 をご参照。

Q3.2.9 契約は自動更新にした方が良いでしょうか。

日本では、最初一定期間有効の契約を締結し、その後1年ごとの自動更新とする例が良く見られます。自動更新条項があれば、うっかり更新漏れして契約が切れてしまうという不便を防ぐことができるメリットがありますが、中国国内契約では、契約更新の都度、新しい契約を結びなおすのが主流です。

中国では物価上昇を含む取引条件の変動が日本よりも頻繁であること、また、中国では、契約書の管理が個人担当者に紐づいており、オフィスの移転や担当者の退職により、契約書が見当たらなくなることも少なくないことから、継続的な取引先についても、毎年契約を更新し、合意内容をその都度確認する方が無難であるといえます。なお、更新漏れを防ぐという観点からは、契約に自動更新条項を入れつつも、プラクティスとしては毎年更新契約を結ぶ、というのも一つの方法です。

Q3.2.10 違約責任についての留意事項は何でしょうか。

日本では、契約違反時の相手方の責任追及について、「解除」と「損害賠償」という条文を1つずつ置くというのが一般的です。

他方、中国では、「違約責任」という章を置いて、各当事者の具体的な契約違反内容に即した違約金の定めを含む詳細な規定を置くのが良く見られます。例えば、売主の違約については、売買代金の何%の違約金、買主の違約（支払遅延）については、1日当たり何%の違約金（遅延損害金）という具合です。また、大手メーカーが仕入先に対して課す契約条項としては、品質問題1件につき罰金いくらという固定額の違約金を規定する例もあります。

日本では損害賠償は、損害の公平な分担という趣旨に基づく理解から、実損額の賠償という考えが主流ですが、中国では、ペナルティを明記することで契約違反を防ぐという性悪説的な考え方から、実際に想定される損害よりも大きな数字で違約金を定めることが少なくありません。

法的には、実際の損害額に比して高すぎる（或いは低すぎる）違約金については、裁判又は仲裁において、増減を請求することができますが（契約法第114条第2項）、当事者間の交渉による任意の解決の場合には、契約で定めた違約金をベースにして交渉せざるを得ません。

日本企業にとっては、慣れない条文となりますが、違約金の定めに慣れた中国企業に対しては、逆に、損害賠償責任の上限を、取引金額に限るといった条項を入れることも比較的容易です。

そのため、郷に入っては郷に従うべく、違約責任の規定を積極的に使い、相手方の契約違反を抑制するとともに、自己が違反した場合の責任リスクを限定するという対応が、中国企業との取引においては検討されるべきといえます。

(山根基宏・弁護士)

三. 中国法務の現場より

1. 注目の 2020 年「两会」

中国の「两会」とは、1959 年以来、毎年ほぼ同時期に開催される「中華人民共和国全国人民代表大会」（以下「全人大」という。）と「中国人民政治協商会議」（以下「政協会議」という。）の総称である。

全人代代表は 5 年 1 期の任期となっている関係で、两会も 5 年ごとに期が重なるごとに「一届」、「二届」…となり、その期間に開催された会議については、「〇届〇次会議」と表現され、2020 年の两会は、「第十三届全人大第三次會議」と「第十三届政協第三次會議」である。

2020 年の全人大は 5 月 22 日に、政協会議は 5 月 21 日に開催された。通常两会は、毎年 3 月に開催されているが、今年は、新型コロナウイルスの流行による影響を受け、例年より約 2 か月遅れての開催となった。また、通常两会は、10 日間以上開催されてきたが、今回の会議期間は、僅か 7 日間とされており、史上最短の两会とも言われている。

特に、今回の两会は、新型コロナウイルスの感染対策のため、会議期間を短縮したほか、海外からの記者は招かず、北京にいる中外記者のみの取材を受けること、代わりに、インターネット、ビデオ、書面等の方式による取材を行うといった措置が取られている。

5 月 22 日、國務院総理の李克強は全人代で政府業務報告を行った。今回の政府業務報告は、全文で 9500 文字で、報告時間は約 1 時間程度しかないのに、こちら、これまでで最も短い政府業務報告と言われているが、報告の中で触れられたポイントについて若干掻い摘んで紹介したい。

(1) コロナウイルスの流行への防止・抑制に関する対策について

感染症対策能力を大幅に向上させ、感染症の再発を断固として防止すること、そしてそれと同時に今回の新型コロナウイルスの流行により著しい打撃を受けた湖北省の発展、回復を支援する包括的な政策をしっかりと着実に実施することを示した。

(2) 経済発展目標及び関連措置

① 今年の経済社会発展目標の設定

今年は、具体的な年間経済成長率目標を提示されず、GDP を中心とする発展モデルからの転換を図る方針を示した。30 年来、政府業務報告において GDP の成長目標を設定しないのは今回が初めてとなった。今後は、GDP の成長より、「六穩、六保⁶⁶」を重視する方針とのことである。

② 経済発展に関する具体的な措置について

ア 財政について

積極的な財政政策をより積極的かつ効果的なものにし、穏やかな金融政策をより柔軟かつ適切なものとする。財政赤字の規模が、前年度比で 1 兆元（1 元は約 15.2 円）程度増加したことを受け、感染症対策特別国債を更に 1 兆元を発行する予定とのことである。

⁶⁶ 六穩とは、就業安定、金融安定、対外貿易安定、外商投資安定、投資安定、予測される目標が安定ということである。六保とは、就業の保障、基本的な民生の保障、市場主体の保障、食糧・エネルギー安全を保障する、産業チェーンサプライチェーンの安定を保障する、基層のオペレーションを保障するということである。

今年の財政赤字率は3.6%と設定したが、初めて3%という基準を超えたことになる。

イ 減税、費用削減について

企業の年間の税金、その他の費用の負担軽減額を2兆5000億元以上とすることを見込む。

ウ 雇用について

雇用面で見られる不合理な制限を整理、撤廃し、雇用促進につながる措置を数多く講じる。今年の失業率については、調査失業率⁶⁷を6%、登記失業率⁶⁸を5.5%以内とすることを目標とした。

エ 消費について

農村部におけるEコマースと宅配便の普及を支援することや5Gを利用した技術やアプリケーションの開発を拡大させる。

オ 外資について

外商投資のネガティブリストを大幅に縮減し、越境サービス貿易に関するネガティブリストを打ち出す予定。

(3) 民生保障に関する対策について

貧困脱却の問題を解決すべく、残りの貧困県と貧困村の貧困脱却に注力し、最低生活保障の適用枠を拡大し、保障を受けるべき都市部、農村部の貧困世帯が生活保障を確実に受けられるように取り組む。

(4) 今後の対外政策及び国際関係の対処

第3回中国国際輸入博覧会を開催することのほか、中米第一段階経済貿易合意を共同で徹底することが述べられた。また、香港、マカオと台湾地区について、特別行政区における国家安全を維持するための法制度と執行メカニズムを確立させることも述べられている。

以上のほか、今回の両会の重要議題として、民法典草案についての審議がなされた。当該草案は、現状合計1260条で構成され、現行の「婚姻法」、「相続法」、「民法通則」、「養子組法」、「担保法」、「契約法」、「物件法」、「権利侵害責任法」、「民法総則」を統合するものである。「民法典」は5月28日に採択され、2021年1月1日より施行される。

(呉秀穎・中国法顧問)

2. 上海市律師協会の特別会員募集

(1) 背景事情

上海市律師協会（弁護士会）においては、2012年6月より、特別会員⁶⁹の制度を全国に先駆けて導入し、政府内弁護士（公職律師）と企業内弁護士（公司律師）、並びに、外国法律事務所の代表処の代表（この三者を「両公一外」と略称される）を対象としてスタートし

⁶⁷ 労働力調査又は関連抜取調査により試算した上、得られた失業人口が全部労働力人数に占める比率。

⁶⁸ 失業登記を行った失業者の人数は、全部の労働力人数に占める比率。

⁶⁹ 中国語では「特邀会員」。直訳した場合には「特別招待会員」となる。

た。当事務所（団体会員）と小職（個人会員）は一期生として、毎年律師協会の活動に参加してきた。

もともと、中国の律師協会の会員資格は、中国の法律事務所に所属し、弁護士執務資格（律師執業証）を有する弁護士に限られていたため、それ以外の法律家を律師協会に招き入れるという意味で、「両公一外」がセットとして取り扱われてきた。

ところが、2019年1月より、司法部が公布した「公職律師管理弁法」と「公司律師管理弁法」が施行されると、共産党機関・国家行政機関・人民団体に所属して、かつ司法行政機関から公職律師証書を受領した「公職律師」と、国有企業に所属して、かつ司法行政機関から公司律師証書を受領した「公司律師」⁷⁰の性格が明確化されたことを受け、上海市律師協会では、「公職律師」、「公司律師」と外国弁護士を分けて取り扱う方針を決めた。

(2) 新制度

2020年5月29日に「上海律師協会特別会員規則」が改正され、外国弁護士関係のみが「特別会員」となり、次の改正がなされた⁷¹。

① 個人会員の対象拡大

外国法律事務所については、代表のほか、2名までの被用者⁷²が加入可能となった。

また、多国籍企業の地域本部、子会社、分公司、研究センター等における、法務部、コンプライアンス・リスク管理部、知財部などの関係部門の責任者が新たに加入可能となった。

② 会費の調整

これまで、外国法律事務所の代表処については、団体会員と個人会員の二重の加入が必要であり、団体会員は30,000元、個人会員は500元という年会費であったのが、今回より、団体会員の年会費5,000元のみ（個人会員の年会費は3名まで免除）となり、負担が大幅に減った。

他方、多国籍企業の法務部員等については、個人会員として直接加入でき、年会費は1,200元となる。

(3) 応募について

あくまで「特別招待」という建付けのため、誰でも当然に加入申請ができるというわけではない。形式上は、律師協会から招待を受けた者だけが会費を払って入会できるという、いかにも中国的な制度である。

もともと、律師協会が勝手にアポイントをするのではなく、運用としては律師協会のWeChat オフィシャルアカウントにて応募の案内を出し⁷³、そこに表示されたQRコードを読

⁷⁰ 「両公一外」時代の特別会員における「公司律師」は、実際には大手国有企業の法務部員に限られていたが、規定上はそれが明確でなく、外商投資企業その他民間企業の法務部員にも門戸が開かれるのではないかと期待もあった。

⁷¹ <http://www.lawyers.org.cn/info/095deced530944a6a1ee31366cb4934f>

⁷² 中国籍の弁護士資格保有者で、スタッフとして雇用されている欧米系の法律事務所に主流のメンバーに門戸を開いたことを意味する。

⁷³ <https://mp.weixin.qq.com/s/UZakJ7kP4lxS8zghBYhS-Q>

み取り、応募フォームに記入して送信すると（6月14日締切）、審査の上で、招待状が送られるという仕組みになる。

会員になると、「北大法宝」という法令データベースを使えるアカウントがもらえるほか、
律師協会の業務研究会、座談会その他の行事に参加することができる。

従前の特別会員制度では、「両公一外」という性質の異なるメンバーが一緒になっていた
ことと、年会費が高かったため、外国法律事務所の会員数が伸び悩んでいたが、今回、年
会費が値下げされ、また、多国籍企業の法務部員等と一緒に加入できることになったため、
上海に世界各国から集まる法律事務所の弁護士と企業内弁護士が交流できるプラットフォ
ームとなることが期待される。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2020年5月号—

発 行：TMI 総合法律事務所

監 修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発 行 日：2020年5月31日